

皇位継承制度について

横 田 耕 一

I 議論の前提

- 1 規範論と政策論・現状分析
- 2 憲法規定の指示するもの
 - ① 保障（肯定） ② 禁止（否定） ③ 裁量
- 3 日本国憲法の天皇条項の基本的理解
 - イ 原理からの逸脱（通説）

解釈態度 → 例外は最小限度に
 - ロ 「断絶説」と「連続説」

「伝統」の位置づけ・「断絶説」では「伝統」は考慮外
 - ハ 皇位継承制度を考えるにあたってのいくつかの論点
 - ① 象徴
 - ② 「国民統合」の象徴と「統合作用」
 - ③ 世襲
 - ④ 「国事行為」と「公的行為」
 - ⑥ 皇族

II 規範的観点から見た現行の皇位継承規定

- 1 憲法 2 条の射程範囲・「世襲」の射程範囲
- 2 皇室典範 1 条 「男系男子」規定の合・違憲性
 - イ 違憲説 → 「双系・両性」
 - ① 違憲説の根拠
 - ② 「直系」「長系」は違憲ではないか？
 - ロ 合憲説 → 「裁量」 「保障・禁止」説は採りえない

III 政策的観点から見た皇位継承（現在の状態を前提に・・・）

- 1 男系男子厳守（有識者会議 資料 2-例 1）

明治期に「伝統」とされたものには合致する

 - ① 制度の断絶も覚悟・・・男子生誕を期待
 - ② 皇籍離脱者の皇族籍復帰・・・皇室典範改正ないし特別法の制定
 - i 皇族籍復帰は、「伝統」からはきわめて例外的とされる
 - ii 当事者本人の意思が問題になる
 - iii 皇族籍にあえて復帰することには、なにか「うさんくささ」が伴う
 - iv 皇族籍復帰男子が皇族女子との婚姻を考えることは非現実的
 - v 皇位継承をするなら世論の支持はほとんど期待できない
したがって、国民を「統合する作用」も期待できない
 - ③ 養子による継続・・・皇室典範改正
 - i 皇位継承との関連での養子は「伝統」に反するとされている

- ii 当事者、すなわち養子になる者と養子をする者の意思が問題になる
 - iii 皇室典範を改正するとして、その規定の仕方の一工夫が必要となる
皇籍離脱者の子孫のみに養子を限定する必要がある
さもなければ、一般国民が養子として皇族になる道が開かれる
 - iv 皇位継承順位の設定に混乱が起こり、不安定となる
 - v 養子となった者が皇族女子と婚姻する可能性は少ないだろう
 - vi 養子となった者が皇位を継承するとしたら、世論の支持期待できない
したがって、国民を「統合する作用」は期待できず
- ④ 非嫡出子の容認・・・皇室典範改正
非現実的で世論の支持はまったくないであろう

2 男系女子容認（男系の堅持）・・・皇室典範改正

- ① 現状のままであれば、一事しのぎで断絶の可能性はある
- ② 皇籍離脱元皇族子孫の男子との婚姻による断絶の回避
この場合、皇室典範を改正して、皇族女子の婚姻による皇籍離脱なし
これは当時者の意思を無視した論で、非現実的で世論の支持期待できず

3 女系天皇の容認・・・いくつかの点で皇室典範改正が必要

イ 継承順位

- ① 男系男子優先（有識者会議 資料2-例4）
 - i ある程度「伝統的」で男系男子厳守のさしあたっての便法にはなりうる
いったん「女系天皇」が生まれたら、「男系男子」にこだわる理由はなくなる
 - ii 継承順位が複雑であり、また不安定となる
 - iii 直系で天皇家をイメージしている国民世論の支持は難しい
- ② 一般的に男子優先（有識者会議 資料2-例5）
 - i 継承順位はきわめて複雑かつ不安定となる
 - ii 「男系男子」にこだわるならともかく、なぜ、「男子」優先の必要があるのか
 - iii 世論の支持は次の③より難しい
- ③ 兄弟姉妹間では男子優先（有識者会議 資料2-例3）
 - i 継承順位は比較的明確ではあるがやや不安定
 - ii なぜ「男子」優先の必要があるのかとの疑問が出てくる
 - iii 「男子」優先に世論の支持があるか疑問
- ④ 直系・長系（有識者会議 資料2-例2）
 - i きわめて分かりやすく、安定している
 - ii ただし「帝王教育」の必要性などは重視すべきではない。
 - iii 世論の支持は比較的あろう

ロ 女系を認めた場合の諸問題

① 皇族の範囲

女性皇族は皇族以外の男性と婚姻後も皇族にとどまる

a 皇族範囲の限定

b 「永久皇族制」・・皇室典範11条の弾力的運用

② 女性天皇の夫、女性皇族の配偶者の対象、取り扱い

天皇・皇族男子と婚姻する女性と同様に取り扱う